

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	地域応援プレミアム商品券事業(物価高騰対策)	①食料品等の物価高騰の影響を受けている生活者の負担を軽減するとともに地域経済の活性化を図る。 ②中札内村商工会が行うプレミアム商品券事業に対する補助 (プレミアム分、高齢者差額販売分、事業費) ③・1組14,000円分の商品券を10,000円で販売 プレミアム率40% 2,300組×4,000円=9,200,000円 ・65歳以上(1,200組)は、同商品を8,000円で販売 1,200組×2,000円=2,400,000円 ・事業費(印刷費、広告宣伝費、事務費) 733,000円 ④中札内村商工会、村民	R8.1	R8.4以降
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費負担軽減臨時対策事業	①物価高騰による学校給食費の賄材料費の増額分を給食費へ転嫁せず村が負担することで、物価高騰の影響を受ける小中学生の保護者の経済的負担を軽減する。 ②学校給食賄材料費の増額分(児童生徒分に限定し、教職員分は含めない) ③・賄材料費予算26,445千円 △賄材料費(本来の単価による算定)19,881千円 △ふるさと味覚給食、保存食、食材ロス(村が負担すべき額) 449千円 ＝物価高騰分 6,115千円 ・6,115千円×62,457食/75,056食=5,088千円 ※総食数75,056食のうち児童・生徒分62,457食(R6実績で算出) ④小中学生の保護者世帯	R7.4	R8.3
3	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道料金臨時減免事業	①物価高騰に直面する生活者を支援するため水道基本料金を減免する。 ②令和8年1～3月の水道料金(基本料金) ③令和7年1～3月の調定額に5%を加算して見込額を算出 家事用8,604千円、業務用909千円、大口営業用1,122千円、営農用3,346千円 ④中札内村から水道の供給を受けているすべての給水契約者(公的施設を除く)	R8.1	R8.4以降
4	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費負担軽減臨時対策事業(国R7補正分)	①物価高騰による学校給食費の賄材料費の増額分を給食費へ転嫁せず村が負担することで、物価高騰の影響を受ける小中学生の保護者の経済的負担を軽減する。(事業No.6への追加充当) ②学校給食賄材料費の増額分(児童生徒分に限定し、教職員分は含めない) ③・賄材料費予算26,445千円 △賄材料費(本来の単価による算定)19,881千円 △ふるさと味覚給食、保存食、食材ロス(村が負担すべき額) 449千円 ＝物価高騰分 6,115千円 ・6,115千円×62,457食/75,056食=5,088千円 ・5,088千円－既充当額3,667千円(国のR7予備費分)=1,421千円 ※総食数75,056食のうち児童・生徒分62,457食(R6実績で算出) ④小中学生の保護者世帯	R7.4	R8.4以降
5	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	省エネ家電等購入臨時支援事業	①省エネ家電や省エネ設備機器の購入、住宅の省エネ改修の促進により物価高騰に直面する生活者を支援する。 ②住宅の省エネ改修、省エネ設備購入費に対する補助 ③【補助内容】 ・対象経費が30万円以上の工事に対し、20%以内を助成(最大20万円) ・18歳以下または65歳以上の同居家族がいる場合は工事費の30%以内を助成(最大30万円) ・上記のほか、村内業者の工事割合が50%以上の場合、工事費の10%以内(最大10万円)を加算 【対象事業・対象額】 ・高効率設備の導入(高効率給湯器、電気ヒートポンプ給湯器、節水トイレ等)、ドア窓・躯体の省エネ改修 ・補助額 8,970千円 対象事業費8,970千円－道補助3,041千円=5,929千円 ④村民	R7.4	R8.4以降
6	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育園副食費負担軽減臨時支援事業	①村内保育園において3歳以上児の保護者から副食費を徴収せず村が負担することで、物価高騰に直面する子育て世帯の経済的負担を軽減する。 ②副食費徴収相当額 ③4月～12月延べ食数 16,310食×材料費220円=3,588,200円 1月～3月延べ食数 5,220食×材料費235円=1,226,700円 合計4,814,900円 (各月の延べ食数=1日時点在園児数×保育日数) ④村内保育園を利用する児童の保護者	R7.4	R8.4以降